

Contents

- 1 【インド】競争法に関する近年の主要な動向
- 2 【シンガポール】個人情報保護法改正法案の公表
- 3 【インドネシア】インドネシアにおける感染拡大防止策の実施終了を見据えた動きについて
- 4 【タイ】タイ民商法改正案の閣議承認

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【インド】競争法に関する近年の主要な動向

1. インド競争委員会の構成員

2018 年 11 月 9 日付けで、Ashok Kumar Gupta 氏が、インドの競争法当局であるインド競争委員会(Competition Commission of India)の新しい委員長に選任された。前委員長は、Sudhir Mital 氏である。

Gupta 氏は、主に経済や産業を管轄する政府機関における役職を歴任してきた人物であり、インド競争委員会の委員長としての任期は、2022 年 10 月 25 日までの見込みである(インド競争委員会の委員長及び委員の任期は原則として 5 年間であるが、65 歳で定年とされているため、2022 年に 65 歳を迎える Gupta 氏は 5 年の任期満了よりも前に任期を終える見込みである)。

インド競争委員会の構成員は委員長と 2 名から 6 名までの委員(合計 7 名)とされているが、政府により委員長と委員 3 名までの選任(合計 4 名)とする運用方針が公表されており、現状は委員長と 3 名の委員が選任されている。

2. 競争法検討委員会による報告書

インド競争法の実質的規定(反競争的協定の禁止及び支配的地位の濫用の禁止に関わる規定)は 2009 年から施行されているが、その後もインド経済は著しく成長しており、インド競争法もそのようなビジネス環境の変化に対応する必要性が認識されていた。このような事態に対応すべく、2018 年 9 月、インド政府は、国際的な実務も踏まえながら、法整備に対する提言を行うことを目的とする、競争法検討委員会(Competition Law Review Committee)を設置し、インド政府の会社法管轄当局やインド競争委員会の委員長、実務家(弁護士)、学者などが同委員会の委員に就任した。

2019 年 7 月 26 日、同委員会は、政府に対して報告書を提出し、種々の提言を行った。同報告書は、同年 8 月 14 日に公開された。同報告書においては、インド競争委員会の組織構造の改革、調査機関(Director General)の委員会への統合、不服申立機関の見直し、EU などにおいて採用される和解・確約手続きの導入、迅速な企業結合審査などに関する提言がなされている。

3. 企業結合規制におけるグリーンチャンネル制度の導入

上記の競争法検討委員会の提言の中には、企業結合規制に関して、インド競争法上問題がないと思われるような案件を自動的に承認する制度の導入が含まれていた。これは、2019 年 8 月 13 日付けで公表された企業結合規則の改正(施行は同月 15 日)において、一定の取引について届出の受理と同時に承認が付与されたとみなす制度として直ちに実現された。

同制度は、企業結合の当事者(グループや支配関係等も考慮)の間において、水平的、垂直的又は補完的重複関係がない場合に利用できるとされている。同制度の利用は任意とされており、もしこの制度を利用しながら実際には同制度を利用すべきではなかったという場合には、企業結合の届出は始めから無効とされるため、届出のやり直しが求められる可能性があるだけでなく、適切な企業結合の承認を得ずに取引を実行したことに対する制裁が課されることもありうる。そのため、同制度の利用には慎重な検討を要すると考えられる。

4. 企業結合規制における届出手数料の増額

2019 年 10 月 30 日、インド競争委員会は企業結合規制における届出手数料(インド競争委員会に支払う審査費用であり、届出を代理する弁護士に支払う弁護士費用とは別)を以下のとおり増額した。

Form I: 150 万ルピー ⇒ 200 万ルピー(約 300 万円)

Form II: 500 万ルピー ⇒ 650 万ルピー(約 975 万円)

上記の競争法検討委員会の提言においては、インド競争委員会の財政的独立性の向上についても言及されており、これに呼応した増額とも見られている。企業結合の届出については、届出手数料を要求しない法域も多い中(なお、日本は届出手数料を要求していない)、インドにおける企業結合制度は届出自体に相当高額のコスト負担が伴うものであることに留意が必要である。なお、多くのケースでは、Form I による届出が可能であり、Form II による届出が要求される事案はそれほど多くない。

5. 一般規則の改正

2019 年 11 月、インド競争委員会は、同委員会の手続き一般に適用される規則を改正した。

同規則においては従前からインド競争委員会が、種々のインド競争法に関わる事案におけるインド競争委員会への情報提供者を特定する情報について秘密として保持しなければならない義務を定めていたが、インド競争法の目的に照らして必要な場合には、開示することも可能とする旨の規定が加えられた。但し、情報提供者に対し、意見聴取の機会は付与される。

また、情報提供者は、当該情報の主題に関する当事者間の訴訟や紛争に関する詳細も提供しなければならないとされた。これは、インド競争法の問題を含まない案件に時間を要することを回避したり、管轄権の問題を把握したりすることが目的とされる。

6. 企業結合規則の改正に関するパブリックコメントの募集

2020 年 5 月 16 日、インド競争委員会は、企業結合規則の改正に関するパブリックコメントの募集を公表した。従前の規制においては、企業結合審査の際の届出書(Form I)において、競業避止義務規定に関する情報及びその正当化事由についての説明を求めていたが、そのような規定を限られた時間枠において実施される企業結合審査において検討することが難しいことなどの理由から、当該要件に関する規定を削除することが検討されているものである。

但し、あくまで企業結合審査における検討対象としないとするに過ぎないものであり、そのような競業避止義務規定が、インド競争法に違反しない内容のものであることはなお求められるとされている。届出時における企業結合の当事者の負担を軽減するものとしては歓迎すべき内容と思われるが、実際に制度化されるかについては今後のインド競争委員会の検討、決定を待つ必要がある。

7. 新型コロナウイルス感染症問題の中でのインド競争委員会の活動

インド競争委員会は、少なくとも本ニュースレター発行日現在においては、新型コロナウイルス感染症対策のために審理開催等に一定の制約はありながらも、その活動を継続している。もっとも、対面での相談や届出の提出等を回避するため、各種申立てや届出は電子的な方法による提出を可能とすること、また事前相談はビデオ会議システムなどによることとするといった対応が採られている。

また、インド競争委員会は、2020 年 4 月 19 日付けで、新型コロナウイルス感染症に伴う供給網等の変化に関する企業間の協調行動について、一定の場合には許容されうる(すなわち、競争法上違法な行為とはみられない)旨の見解を示した。但し、この見解はあくまで現状の法規制の枠組みにおいて既に規定されている例外規定や正当化事由に関する規定に基づく内容を改めて示したものに過ぎず、現行規制の緩和を意図したものではないと解されている。

弁護士 琴浦 諒
ryo.kotoura@amt-law.com
 弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

2. 【シンガポール】個人情報保護法改正法案の公表

1. はじめに

2020 年 5 月 14 日、シンガポール情報通信省(Ministry of Communications and Information)及び個人情報保護委員会(Personal Data Protection Commission)は、シンガポール個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2012、「PDPA」)の改正法案(Personal Data Protection (Amendment) Bill、「本改正案」)を公表し、同年 5 月 28 日までの間、本改正案に関するパブリックコメントを実施した。

本改正案は、実効的な個人データ保護に向けた企業の責任強化を図りつつ、テクノロジーの進展やビジネスにおける個人データ活用のニーズの高まり等、社会・経済情勢の変化に対応することを主な目的としている。本改正案は、シンガポールに進出している日系企業にとって重要な変更を含んでおり、実務に与える影響も大きいと思われる。そこで、本改正案の主要なポイントについて簡単に紹介する。

2. 個人データ侵害(data breach)の通知義務の新設

本改正案は、個人データ侵害(data breach)発生時の個人情報保護委員会及び被害を受けた個人への通知義務を新設している。具体的には、個人データ侵害が以下のいずれかの条件を満たす場合には、原則として当該個人データ侵害についての通知義務が発生する。

- (1) 個人データ侵害が当該個人に重大な損害(significant harm)を与える場合又は与える可能性が高い場合には、個人情報保護委員会、被害を受けた個人それぞれに通知を行わなければならない。
(どのような種類の個人データが侵害された場合に当該個人に重大な損害(significant harm)が生じる可能性が高いかについて、今後下位法令の中で明確化されることが予定されている。)
- (2) 個人データ侵害が大規模(significant scale)の場合には、個人情報保護委員会に通知を行わなければならない。
(500人以上の個人データ侵害があったか否かが大規模(significant scale)であるか否かの基準として想定されている。)

なお、個人データ侵害は、①個人データへの不正なアクセス若しくは個人データの不正な収集、利用、開示、複製、改変、処分(「不正アクセス等」)、又は②不正アクセス等が起こる可能性が高い状態における個人データが記録された記録媒体の紛失と定義されている。

企業は、当該個人データ侵害が上記の通知義務が発生する条件を満たすかについて合理的かつ迅速な方法で検証しなければならない。当該個人データ侵害がいずれかの条件を満たすと判断した場合には、現実的に可能な限り早く、遅くともかかる判断を行った日から3日以内に、個人情報保護委員会への通知を行わなければならない。また、被害を受けた個人への通知についても、現実的に可能な限り早く行わなければならない。

3. みなし同意(deemed consent)概念の拡張

現行のPDPAでは、個人データの収集、利用、開示に際しては、当該個人からの同意を得ることを原則としているが、当該個人が自らの個人データを特定の目的のために自発的に提供し、かかる自発的な提供が合理的である場合には、同意があったものとみなされる(みなし同意)。

本改正案は、企業による個人データの活用を促進するため、みなし同意が認められる場合を拡大している。具体的には、一定の条件のもと、以下の場合等に個人データの収集、利用、開示について当該個人の同意があったものとみなされる。

- (1) 第三者への個人データの開示又は第三者による個人データの収集・利用が、当該個人との契約の締結又は履行のために合理的に必要な場合
- (2) 個人データの収集、利用、開示の目的が当該個人に通知され、当該個人にオプトアウトの権利を行使するための合理的な期間が与えられた後、当該個人が当該期間内にオプトアウトの権利を行使しなかった場合

4. 個人の同意取得を不要とする例外規定の追加

さらに、本改正案は、一定の条件のもと、以下の場合等に個人データの収集、利用、開示に際して当該個人からの同意を得ることを不要としている。

- (1) 個人データの収集、利用、開示が正当な目的(legitimate interest)のために行われ、かつ、公共の利益が当該個人への悪影響を上回る場合(詐欺、マネーロンダリング等の違法行為の発見・防止を目的とする場合等)
- (2) 企業が自社ビジネスの改善のために個人データを利用する場合(サービス向上、製品開発、顧客分析等)

5. データポータビリティへの対応義務の新設

本改正案は、一定の条件のもと、個人が企業に対して、当該企業が保有する自身の個人データを他の企業に移行することを求めることができる制度(データポータビリティ)を新たに導入している。データポータビリティの対象は、当該個人によって提供されたデータ(user provided data、氏名、クレジットカード情報等)及び当該個人のアクティビティデータ(user activity data、利用履歴等)に限定されており、元データを利用することで得られた派生データ(derived personal data)は対象外とされる予定である。なお、個人情報保護委員会は、データポータビリティ制度の詳細を定めた下位法令を今後制定する予定である。

6. 罰則の強化

現行の PDPA では、違反企業に対して最大 100 万シンガポールドルの罰金が科されている。本改正案では、罰金額の上限が、違反企業の年間総売上高の 10%と 100 万シンガポールドルのいずれか高い方の金額に引き上げられている。なお、法案の文言上は必ずしも明確ではないが、罰金額の算定基準となる違反企業の年間総売上高は、全世界ベースの年間総売上高ではなく、シンガポールにおける年間総売上高に限定される予定のようである。

7. 今後の留意点

本改正案については、パブリックコメントの結果を踏まえ、シンガポール情報通信省及び個人情報保護委員会によってさらに検討が行われており、今後法案の内容が変更される可能性もある。本改正案の動向を注視するとともに、本改正案が成立した場合には、自社の個人情報保護体制が本改正案に適合したものになるよう、見直しを行うことが求められる。

弁護士 朝倉 亮
ryo.asakura@amt-law.com

3. 【インドネシア】インドネシアにおける感染拡大防止策の実施終了を見据えた動きについて

インドネシアでは、2020 年 3 月に初めてインドネシア国内における新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、本項執筆時現在(2020 年 6 月 16 日)に至るまでに、4 万 400 名の感染者、2231 名の死亡者が確認されていると発表されており、未だ新型コロナウイルスの収束に目途が立っているとはいえない難しい状況にある。

しかしながら他方で、インドネシアでは、感染拡大の影響によりおよそ 300 万人の雇用が失われたとの報道も存在するなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止策の実施によるインドネシア経済への深刻な打撃が懸念されているところである。こうした懸念を受け、2020 年 6 月 4 日、ジャカルタ首都特別州は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施されていた、一定の移動制限などを定める大規模社会的制限(Pembatasan Sosial Berskala Besar、PSBB)を順次、緩和させると発表するなど、徐々に社会的な活動の再開に向けた動きが始まっている。

こうした中で、保健省は、2020 年 3 月 20 日付けで、オフィス及び職場における新型コロナウイルスの抑制及び制御のためのガイダンスに関する保健省令(No.HK.01.07/MENKES/328/2020)（「本ガイドライン」）を発出した。かかる省令は、今後のインドネシアにおける社会的活動の再開に向けたオフィス、職場環境について一定の指針を示すものであり、実務上の影響も大きいと思われることから、本レターでは、本ガイドラインの概要について解説する。

1. 本ガイドラインの概要

(1) PSBB 終了後における雇用主の義務

本ガイドラインでは、PSBB の実施中における雇用主の義務を定めるとともに、PSBB の終了後、雇用主は、大よそ以下のような措置を講じることが求められている。

- a. 新型コロナウイルスに関する最新のインドネシア政府の方針などに従うこと
- b. すべての従業員にフェイスカバーを着用させること
- c. 新型コロナウイルスの症状が疑われる従業員の職場への立入りを禁ずること
- d. (必要であれば)労働者の自己隔離を許容すること
- e. 新型コロナウイルスの症状を呈していることが判明した従業員のための別のエリアを提供すること
- f. (必要な場合には)自己隔離設備を設置すること
- g. 職場の良好な衛生を維持すること
- h. 従業員と顧客との間にバリアやガラススクリーンを設置するなど、感染を防止するための適切な措置を講じること
- i. すべての従業員に、出勤の前日に新型コロナウイルスに関するリスク自己評価を行わせること
- j. 職場への各入口に体温チェックポイントを設置すること
- k. 作業エリア等において人と人との間に最低 1 メートルの距離を確保する座席の配置を行うなど、物理的な距離制限を確保すること
- l. (可能であれば)従業員に職場への往復の交通手段を提供すること
- m. 担当のスタッフを通じて従業員の健康状態を積極的に把握すること

以上のほか、本ガイドラインは、従業員に対しても、PSBB の終了後に遵守すべき事項(職場への往来時のマスク着用義務など)を定めている。

(2) 従業員が感染した又は感染が窺われる場合における対応について

本ガイドラインはまた、感染が疑われるような労働者が生じた場合について、具体的なケースごとに以下のような雇用主、労働者が取るべき手続きを定めている。

- a. 感染者と接触したものの、症状を示さない者は、直ちに最寄りの保健所及び保健所に報告し、PCR 検査などを受ける必要がある。
- b. その他の原因なく、38 度以上の発熱、若しくは呼吸器系の症状を有する者、これらの症状の発症前 14 日間以内に新型コロナウイルスの地域感染が報告されている国を訪問若しくは居住していた者、又は新型コロナウイルスが確認されている者と接触した者は、症状の発症から 1 日目及 2 日目に PCR 検査(又は一定の場合には迅速検査)を受ける必要がある。
- c. その他の原因なく、38 度以上の発熱及び咳、呼吸困難、喉の痛み、インフルエンザ／肺炎様の症状がある者で、これらの症状の発症前 14 日間に新型コロナウイルスの地域感染が報告されている国を訪問若しくは居住していた者、又は新型コロナウイルスが確認された者と接触した者は、直ちに指定の病院において診察される必要がある。当該者はまた、接触した労働者を特定するための調査(本ガイドラインに質問フォームが添付されている。)を実施する。
- d. PCR テストにより陽性と判断された労働者に対しては、接触した者を特定するための調査を実施する。

また上記に該当する従業員が発見された場合、雇用主は、直ちに最寄りの健康センターや地域政府の保健担当部署に対して通報しなければならないとされている。また上記 b、c 及び d のケースが確認された場合、雇用主は、過去 14 日間に、該当する者と 1 メートル以内に接触した者を特定するために努力をしなければならないことなどが定められている。

(3) 本ガイドラインの効力等

本ガイドラインは、ガイドラインの不遵守に対する制裁措置を規定していない。しかし、中央政府、州政府、市政府等は、それぞれの権限に従って本ガイドラインの実施状況を監督する権限を与えられている。したがって、今後、当局から本ガイドラインに照らして十分な対応がなされていないと判断された場合には、雇用主等に対して改善の要請などがなされる可能性もあると考えられるため、注意を要する。

2. 今後の留意点

上記のとおり、現在、インドネシアでは新型コロナウイルスの収束が完全には見通せない中で、既に徐々に社会的な活動の再開に向けた動きがはじまっている。今後も、社会的な活動再開に向けた様々な措置がなされることが予想されるため、引き続き最新の動向に関する情報を収集し、適切に対応していく必要があるものと考えられる。

弁護士 池田 考宏
takahiro.ikeda@amt-law.com
 弁護士 石塚 重臣
shigeomi.ishizuka@amt-law.com

4. 【タイ】タイ民商法改正案の閣議承認

タイにおいて企業活動をする場合に遵守しなければならない最も大切な法律は、日本の民法、商法、会社法を一つにまとめたものに相当するタイ民商法である。

2020 年 6 月 23 日の閣議において、タイ民商法の非公開会社に関し適用される事項の改正案が承認された（公開会社については、タイ民商法のほか、別に定められている公開会社法も適用される。）。現時点では閣議で承認されただけであり、また、その具体的な改正案が公開されてもいない。さらに、その後国会において承認され、施行されるまでも相応の時間を要するものと思われるが、現時点での公開されている承認項目につき、速報としてお伝えする。

1. 最低株主数

現在のタイ民商法の下では、非公開会社につき、常に最低 3 人の株主がいることが必要であるが、改正案においては 2 人で足りることになっている（非公開会社の株主数が法定最低人数を下回った場合には、裁判所は当該非公開会社の解散を命じることができる。）。

今回の改正により、タイの非公開会社の設立が簡略化されることが期待される。特に、日本企業がタイのパートナーとの合弁会社を設立する場合、会社のコントロール権を取得するために、その持分割合が 50%を超えて取得できるかどうか大きな交渉ポイントの一つとなるが、現行のタイ民商法の下では最低 3 人の株主が必要であるため、株主持分に関わらず、3 人目の株主を日本企業とタイパートナーのどちらが連れてくるかが大きな論点となることもある。これは、事実上株主の過半数をどちらが占めるのかという心理的な問題のほかに、タイ民商法上の非公開会社の株主総会の決議要件のデフォルト設定は一人一議決権であることから、定款で一株一議決権に修正しなければ、3 人目の株主をコントロールする側が会社のコントロール権を有するからである。しかしながら、上記改正案が施行されれば、そのような点を気にする必要がなくなり、合弁会社の設立がよりスムーズに進められることが期待される。

なお、合弁会社が土地を保有しようとする場合、タイの土地法により、外国人株主の人数が全株主の過半数を占める会社については外国人としてタイの土地の保有が認められておらず、この制限を避けるために、あえて 3 人目の株主を相手方であるタイ人パートナーが選んでいた場合もあったが、今回の改正により、日本企業とタイ人パートナーが株主となっているだけであれば、土地法上の制限にも服さないことになることも、今回の改正のメリットと考える。

2. 株主総会の最低出席人数

株主総会の最低出席人数については、現行のタイ民商法上に明確な定めはないが、タイ最高裁判例では、合議体である形式面を重視し、本人出席か委任状出席かを問わず、最低 2 名の者が実際の株主総会に出席することが必要とされ、実務もそれに従っていた。本改正は、上記実務上の取り扱いを法文上明記するものであるため、本改正が施行された場合でも特段実務に影響があるとは思われない。

また、2020 年 5 月の勅令により、これまで認められていなかった株主総会の電話会議・テレビ会議システムでの開催が認められるようになったため、株主総会の最低出席人数を満たすことも既にこれまでよりは容易になっているものといえる。

3. 配当の支払のタイミング

従来のタイ民商法においては、配当の支払いのタイミングについて特段の制限はなかったものの、軍事政権下の2017年に発行された国家平和秩序維持評議会(NCPO)の命令によりタイ民商法が改正され、配当は、株主総会や取締役会での決議の1か月以内になされなければならないこととされていた。今回の改正では、上記のNCPOの命令と内容的には異なるものの、軍事政権が終わったこともあり、配当の支払いのタイミングにつき、上記NCPOの命令ではなく、改めてタイ民商法上の根拠を追記することを目的としているのではないと思われる。

4. 新たな合併制度

現行のタイ民商法においても合併の規定は存在するが、日本の会社法の下でいう新設合併の制度しか存在しない。改正法では、現在の新設合併のほか、吸収合併の制度が認められることになる。

これまでは新設合併しか認められなかったため、各消滅会社の有する許認可がそのまま新設会社に引き継がれるかなどの問題があり、それほど利用頻度は高くなかったように見受けられるが、吸収合併については存続会社が存在することから、上記のような問題は少なくとも存続会社については存在しない。

現行のタイ民商法の下においても、吸収合併と事実上同一の効果を生じさせるため、一方の会社の事業をもう一方の会社へ承継させ(事業譲渡)、事業を譲渡した会社を消滅させるという手法が実務上採られている。タイ民商法においては、日本の会社法の下で認められている包括的な事業譲渡(会社分割)が認められていないことから、事業譲渡を行うためには個別の資産・債務を移転させる手続を採らなければならない、その実行が非常に煩雑であるが、今回の改正により、より簡便に一方の会社の事業をもう一方の会社に承継させることができるようになることが期待される。

以上が、今回のタイ民商法の改正項目であるが、依然として具体的な改正案が公開されているものではないため、実際に上記の通りに改正案が施行されるか、またその時期については未知数であるが、引き続き注視すべきところである。

弁護士 安西 明毅
akitaka.anzai@amt-law.com
弁護士 ピッチ ベンジャティクル
pitch.benjatikul@amt-law.com

◆TOPICS◆

【シンガポールの現地事務所との提携およびシンガポールオフィス移転のお知らせ】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当事務所シンガポールオフィスと David Ong 弁護士率いるシンガポールの法律事務所、DOP 法律事務所(DOP Law Corporation)との間に Formal Law Alliance License (Anderson Mori & Tomotsune - DOP Law)を取得し、2020 年 7 月 1 日より提携を行うことを通じて、当該地域における当事務所のプレゼンスを強化しました。

今般の Formal Law Alliance License 取得により、当事務所シンガポールオフィス と DOP 法律事務所は引き続き独立した法律事務所として存続しながら、正式に共同してあらゆる分野のリーガルサービスを提供することができることとなりました。これにより、当事務所シンガポールオフィスは(DOP 法律事務所を経由して)、シンガポール法に係る訴訟、会社法、金融案件、国際仲裁等の幅広い分野のリーガルサービスを提供できることとなります。当事務所シンガポールオフィスは、DOP 法律事務所とともに、日本、シンガポールおよび国際法に関するすべての問題について、シンガポールおよび幅広い地域においてワンストップでリーガルサービスを提供いたします。

シンガポールには多くの Formal Law Alliance がある一方で、今回の Formal Law Alliance は、在シンガポールの日系法律事務所と現地の法律事務所の間における画期的な提携となります。

また、当事務所と DOP 法律事務所の提携と協力関係をさらに強化していくために、本年 10 月初旬頃に両事務所は同じビル内の隣接するオフィスに移転する予定です(新型コロナウイルスの影響により延期の可能性があります)。当該提携およびオフィス移転の詳細につきましては、[こちら](#)をご参照ください。

【論文】

- ✂ 龍野滋幹弁護士、中野常道弁護士、田村将人弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
日本の外為法改正と、諸外国における外資規制強化の動きがクロスボーダーM&A 実務に与える影響
掲載誌・刊号：月刊「MARR(マール)」(2020 年 7 月号 309 号)

【セミナー】

- ✂ 大河内亮弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。(2020 年 5 月 29 日)
インドにおける個人情報保護規制の概要と新型コロナウイルス感染症に関する若干の問題の検討

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。